（両立支援等助成金）

第百十六条　前条第一号の両立支援等助成金として、事業所内保育施設コース助成金、出生時両立支援コース助成金、介護離職防止支援コース助成金、育児休業等支援コース助成金及び不妊治療両立支援コース助成金を支給するものとする。

２～９　（略）

（削る）

（両立支援等助成金）

第百十六条　前条第一号の両立支援等助成金として、事業所内保育施設コース助成金、出生時両立支援コース助成金、介護離職防止支援コース助成金、育児休業等支援コース助成金及び再雇用者評価処遇コース助成金を支給するものとする。

２～９　（略）

10　再雇用者評価処遇コース助成金は、第一号に該当する事業主に対し、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主

イ　その雇用していた被保険者であつて、妊娠、出産、育児、介護、配偶者の転勤等を理由として離職したものについて、労働協約又は就業規則の定めるところにより、再び雇い入れる措置を実施する事業所の事業主であつて、当該被保険者であつた者を期間の定めのない労働契約を締結する労働者として雇い入れ、六箇月以上継続して雇用したもの

ロ　イの雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日（ハにおいて「基準期間」という。）までの間において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主

ハ　イの雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主

ニ　イの雇入れに係る事業所の労働者の離職状況及び当該雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

二　次のイ及びロに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　前号イに該当する被保険者が初めて生じた事業主　十四万二千五百円（生産性要件に該当する事業主にあつては、十八万円）（中小企業事業主にあつては、十九万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、二十四万円））

ロ　前号イに該当する被保険者が生じた事業主であつて、イに該当しないもの　九万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、十二万円）（中小企業事業主にあつては、十四万二千五百円（生産性要件に該当する事業主にあつては、十八万円））（四人までの支給に限る。）

11　前項第一号に規定する事業主が、同号イに該当する被保険者について、同号に該当することにより再雇用者評価処遇コース助成金の支給を受け、かつ、当該被保険者を期間の定めのない労働契約を締結後一年以上継続して雇用した場合にあつては、当該事業主に対し、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じて当該各号に定める額を支給するものとする。

一　前項第二号イの支給に係る被保険者　十四万二千五百円（生産性要件に該当する事業主にあつては、十八万円）（中小企業事業主にあつては、十九万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、二十四万円））

二　前項第二号ロの支給に係る被保険者　九万五千円（生産性要件に該当する事業主にあつては、十二万円）（中小企業事業主にあつては、十四万二千五百円（生産性要件に該当する事業主にあつては、十八万円））（四人までの支給に限る。）